

### 3. 会 場

#### ①ライブ受講 【定員：440名】

##### 『日本橋公会堂』

〒103-0014 中央区日本橋蛸殻町 1-31-1

TEL 03-3666-4255

※東京メトロ半蔵門線 水天宮前駅から徒歩2分

東京メトロ日比谷線 人形町駅から徒歩5分

URL ⇒ <http://www.nihonbasikokaido.com/shisetsu#access>



#### ②～⑤DVD 上映受講 【定員：各回150名】

##### 『東京都社会保険労務士会館』

〒101-0062 千代田区神田駿河台 4-6

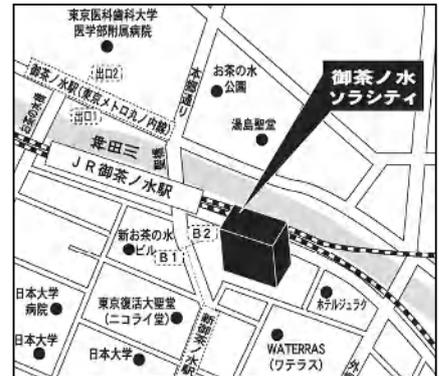
御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4F

TEL 03-5289-0751 FAX 03-5289-8820

※JR 中央・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口から徒歩1分

東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B2 出口直結

URL ⇒ <https://www.tokyosr.jp/entrance/access/>



**！注！：定員に達した場合、申込みを締切ることがございます。**

### 4. 研修内容

テーマ：社会保険労務士として知っておくべき働き方改革関連法

～4月1日から施行の労基法・安衛法等の行政対応にむけたスキル習得と施行実務のために～

講師：安西法律事務所 弁護士 宮島 朝子 氏

本年6月29日に成立した働き方改革関連法は、「同一労働同一賃金」、「時間外労働の上限規制」、「有給休暇の取得義務化」など大企業のみならず中小企業の労務管理の実務に関し、大きな影響を及ぼす内容となっています。

これまで、東京都社会保険労務士会では、一連の働き方改革への対応を我々社労士の最重要テーマとして位置付け、様々な研修会を開催してきましたが、今後は法の施行を前に働き方改革関連法の政令・省令・通達等が公表される時期となり、より具体的な対応への準備をする段階にきているといえます。

そこで、今年度の後期必須研修会では、「4月1日から施行の改正法」のなかでも、とりわけ「労働基準法」及び「安全衛生法」等労働基準行政関係に焦点をあて、付随する政令・省令・通達等の解釈を明確化し、今後の実務対応へ活かせるスキルを習得できる内容を講師にご講義いただきます。是非、ご参加ください。

なお、同一労働同一賃金問題については、東京会研修委員会において、来年度の研修テーマとして検討しています。

### 5. その他

(ア) 本会において実施する DVD 上映及び e ラーニングの映像は、千代田統括支部・昼の部における研修内容（講師：辯護士 安西 愈 氏）を収録したものです。

(イ) 講義の録音・録画、ならびに代理受講は固くお断りいたします。また、e ラーニング配信映像の本会会員以外への公開、動画データの保存、録音、録画、その他二次利用等は固くお断りいたします。

(ウ) e ラーニング受講は必ず公開期間内に視聴をお済ませください。後日の公開要請にはご対応することができません。

(エ) 研修当日は、登録番号が分かるもの（会員証・登録証票など）を必ずお持ちください。

<お問い合わせ先>

東京都社会保険労務士会 事務局 (担当：劉(りゅう))

TEL 03-5289-0751